

第30回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 元年11月25日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 75号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 6件 |
| 第 5 | 報告第 76号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 6件 |
| 第 6 | 議案第155号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 14件 |

○出席委員(15名)

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	3番 高原 文男 君
4番 橘 澄子 君	5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君
7番 森田 享子 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君	13番 津野 斉 君
14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

■番 ■ 君 ■番 ■ 君

○欠席委員(1名)

8番 大泉 義明 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主任 不藤さとみ 君

振興係長 小幡 裕也 君
主 事 大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第30回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時08分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

9番・渡邊君 10番・平間君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第30回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第75号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4、報告第75号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容6件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号6まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

報告第75号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、5.8ha。

指名年月日、令和元年10月28日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、佐瀬委員、津野委員、類瀬委員、甲斐委員、橘委員。

なお、番号2から番号6まで、申出の種類が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

続いて番号2。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、103.0ha。

指名年月日、令和元年10月30日。

指名あっせん委員、笛木委員、高原委員、熊谷委員、大泉委員。

番号3。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、4.7ha。

指名年月日、令和元年11月7日。

指名あっせん委員、渡邊委員、鳴中委員、澁谷委員。

なお、番号4から番号6まで、あっせん申出者、指名あっせん委員が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4。

申出面積、203.5ha。

指名年月日、令和元年11月7日。

番号5。

申出面積、18.0ha。

指名年月日、令和元年11月7日。

番号6。

申出面積、13.6ha。

指名年月日、令和元年11月7日。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号6まで内容6件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

○3番（高原文男君） 3番・高原。

報告第76号、番号3について報告致します。

令和元年4月17日に、あっせん委員の指名があり、令和元年4月25日に笛木委員、大泉委員、甲斐委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、[REDACTED]さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので令和元年5月8日に[REDACTED]において、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、[REDACTED]さんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

番号4について説明致します。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、澁谷委員、平間委員、高松委員。

報告年月日、令和元年5月20日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字クチョロ原野北23線東61-1。

現況地目、畑。

面積、47,198㎡。

価格、1,431,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお、番号4につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

報告第76号、番号4について報告致します。

令和元年5月7日に、あっせん委員の指名があり、令和元年5月10日に澁谷委員、平間委員、

高松委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選されました私より、[]さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和元年5月27日に、[]におきまして、第2回あっせん委員会を開催し、譲渡希望者を調整したところ、[]さんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

続いて番号5を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

番号5について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[]、[]さん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、嶋中委員、平間委員、高橋委員。

報告年月日、令和元年5月17日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線15-1。

現況地目、畑。

面積、24,936㎡。

価格、330,000円。

譲受人氏名、[]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお、番号5につきましては、あっせん委員長であります高松委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松。

報告第76号、番号5について報告致します。

令和元年4月26日に、あっせん委員の指名があり、令和元年5月10日に嶋中委員、平間委員、

高橋委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選されました私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和元年5月17日に、XXXXXXXXXXにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲渡希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5は報告のとおり承認されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

番号6について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、甲斐委員。

あっせん委員、佐瀬委員、津野委員、類瀬委員、橘委員。

報告年月日、令和元年11月15日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字チャンベツ原野西2線20-2。

現況地目、畑。

面積、19,418㎡外3筆、合計面積が58,709㎡。

価格、2,253,000円。

譲受人氏名が、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお、番号6につきましては、あっせん委員長であります甲斐委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

報告第76号、番号6について報告致します。

令和元年10月28日に、あっせん委員の指名があり、令和元年11月1日に佐瀬委員、津野委員、類瀬委員、橘委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得まし

たので、令和元年11月15日に、[REDACTED]において、第2回あっせん委員会を開催し、譲渡希望者を調整したところ、[REDACTED]さんに決定致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第76号、内容6件は報告のとおり承認されました。

◎議案第155号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6、議案第155号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容14件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第155号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり14件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。

土地の所在、字ヌマオロ5-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、36㎡外71筆、合計面積は2,035,284㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和元年11月27日。

対価の支払期限、令和2年1月29日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、44,226,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っていません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字熊牛原野21線東13-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、21,294㎡外16筆、合計面積は180,473.72㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和元年11月27日。

対価の支払期限、令和2年1月29日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、4,689,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2も、あっせん案件でありますので改めての現地調査は行っていません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

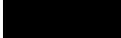
これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

(君復席)

お諮り致します。

番号3から番号7まで、内容5件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

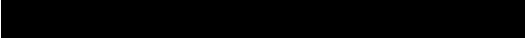
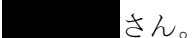
よって、番号3から番号7まで内容5件を一括議題といたします。

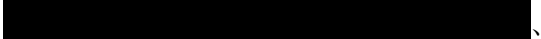
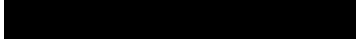
事務局より内容説明させます。

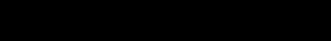
振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字熊牛原野21線東13-14。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,708㎡外7筆、合計面積は47,906㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和元年11月27日。

対価の支払期限、令和2年1月29日。

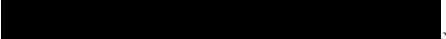
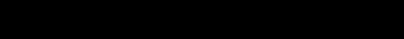
土地の引渡時期、対価の支払日。

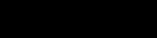
価格、983,000円。

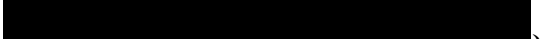
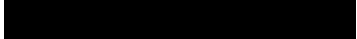
支払方法は、指定口座振込みとなっております。

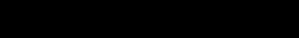
なお、番号4から番号7まで、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号3と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、、

さん。

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字熊牛原野21線東18-13。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、23,661㎡外9筆、合計面積は136,125㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払期限、令和2年1月29日。

価格は、5,307,000円となっております。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線11-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、32,954㎡外22筆、合計面積は579,965㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払期限、令和2年1月10日。

価格は、22,661,000円となっております。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字クチョロ原野北23線東61-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47,198㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

対価の支払期限、令和元年12月16日。

価格は、1,431,000円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字弟子屈825-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,242㎡外8筆、合計面積は55,879.76㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

対価の支払期限、令和元年12月16日。

価格は、356,000円となっております。

なお、番号3から番号7については、すべてあっせん案件ですので、改めての現地調査は行って
おりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3から番号7まで内容5件について事務局の説明を終
わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号7まで内容5件については原案可決されました。

続いて、番号8を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号8

利用権の設定等を受ける者、[]、[]

[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]

さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線15-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、24,936㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和元年11月27日。

対価の支払期限は、令和元年12月16日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、330,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号8についてはあっせん案件ですので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号8について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

（[]君復席）

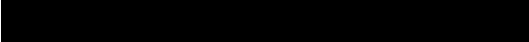
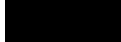
続いて番号9を議題と致します。

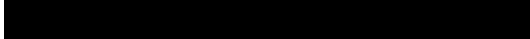
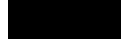
事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字チャンベツ原野西2線20-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、19,418㎡外3筆、合計面積は58,709㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和元年11月27日。

対価の支払期限、令和元年12月16日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、2,253,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号9についてはあっせん案件ですので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号9について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

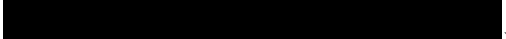
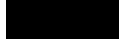
振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、、

さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字虹別原野66線149-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、22,249㎡外1筆、合計面積は42,488㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年11月27日から令和11年11月26日まで。

土地の引渡時期は、令和元年11月27日。

金額は、年間135,961円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第155号、番号10について報告致します。

11月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、11月24日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号10について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

お諮り致します。

番号11から番号12まで内容2件について、審議の都合上一括に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号12まで内容2件を一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字標茶172-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,869㎡外9筆、合計面積は89,534㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年12月2日から令和6年12月1日まで。

土地の引渡時期、令和元年12月2日。

金額は、年間260,096円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号12につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号11と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字標茶174-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,400㎡外7筆、合計面積は206,349㎡。

金額は、年間495,000円となっております。

なお、調査結果につきましては、平間委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） 10番・平間です。

議案第155号、番号11及び番号12について報告致します。

11月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、11月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号11から番号12まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号12まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号13から番号14まで内容2件について、審議の都合上一括に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号13から番号14まで内容2件を一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字塘路原野148。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,682㎡外4筆、合計面積は138,267㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年11月27日から令和6年11月26日まで。

土地の引渡時期は、令和元年11月27日。

金額は、年間340,422円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号14につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号13と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字塘路原野北7線79。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,812㎡外4筆、合計面積は126,793㎡。

金額は、年間256,602円となっております。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 13番・津野君。

○13番(津野 齊君) 13番・津野です。

議案第155号、番号13及び番号14について報告致します。

11月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、11月18日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。
貸主の■■■■さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。
借主の■■■■さんと■■■■さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。
この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、
常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号13から番号14まで内容2件について事務局の説明、
並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号13から番号14まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第155号、内容14件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) これをもちまして、第30回標茶町農業委員会総会に付議されました案
件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 第30回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時52分閉会)